平成２２年（フ）第６１号
宮崎県日南市吾田東９丁目６番48号、前住所宮崎市清武町加納甲1665番地43サンシャルマン202号
債務者　川越　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
秋田市広面字昼根63―４、住民票上の住所秋田市将軍野東３丁目６番30号　シャルムＢ201
債務者　鎌田　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
福島県岩瀬郡鏡石町旭町192番地２　サン・コーポラス鏡石１号棟502号
債務者　穂積　秋代
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
福島県本宮市荒井字久保田41番地２　メゾン・ラ・ボヌールⅦ205号
債務者　土屋　伸二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
福島県本宮市荒井字久保田41番地２　メゾン・ラ・ボヌールⅦ205号
債務者　土屋　順子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
福島県須賀川市西川字坂の上45番地８　サンシティ107号
債務者　竹内　久雄
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
福島県須賀川市西川字坂の上45番地８　サンシティ107号
債務者　竹内　富子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
福島県郡山市水門町173番地の２　鈴木借家５号
債務者　齋藤　君雄
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
福島県郡山市安積町荒井字安倍５番地の120県営住宅02棟039号
債務者　篠崎ひろみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目15番20―３―104号
債務者　**荒**谷　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２０号
神奈川県平塚市東真土２丁目12番76号　二見ハイツ202号
債務者　水谷　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３２号
神奈川県秦野市戸川498番地の20
債務者　中山　欣也
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３３号
神奈川県秦野市戸川498番地の20
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６０号
神奈川県小田原市東町１丁目11番22号コーポ太田201
債務者　星野　　彩
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８５号
神奈川県平塚市東中原２丁目６番24号　高橋アパート２号
債務者　山下　弥毅
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８６号
神奈川県伊勢原市石田1475番地の30
債務者　山本　達矢
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８９号
神奈川県厚木市妻田東３丁目23番33号
債務者　増山　由美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部